

発議案第15号

免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、免税軽油制度の継続を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年12月15日

提出者	上越市議会議員	武藤正信
賛成者	同	山田忠晴
	同	本山正人
	同	池田尚江
	同	栗田英明
	同	橋爪法一

免税軽油制度の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化されました。これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使用される軽油について設けられている免税制度が平成30年3月末で廃止される状況にあります。

今までこの制度により、道路を運行しない農林業用機械、船舶、採石場内の重機等に使用される軽油は免税が認められてきました。特に、本県の冬の観光を支えてきたスキー場においては、ゲレンデ整備で使う圧雪車等に使用する軽油が免税となっており、利用者の減少等厳しい環境にあるスキー場の経営維持に不可欠なものとなっています。

しかしながら、免税制度が廃止されれば、スキー場の経営はさらに厳しいものとなり、本県の観光及び経済や地域雇用にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

よって、国会並びに政府におかれては、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響にかんがみ、免税軽油制度を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月15日

上越市議会